

# 令和8年度 教育研究団体助成事業募集要項

公益財団法人 日本教育公務員弘済会 新潟支部

教育研究団体助成事業は、新潟県内にある教育研究団体で、県教育及び教職員、学校に寄与貢献する団体に助成する教育振興事業です。

1 主催 公益財団法人 日本教育公務員弘済会 新潟支部  
(以下「新潟支部」という)

## 2 助成要件

### (1) 助成の趣旨

新潟県内で活動する教育研究団体が、今年度に行う有益な研究活動を対象とした助成を通して学校教育の向上発展に寄与します。

### (2) 助成の対象にならないもの

- ① 営利目的または営利につながる可能性の大きいもの
- ② 他の機関からの委託によるもの
- ③ 自己の財源によって十分に研究活動ができるもの

### (3) 募集対象

新潟県内にある教育研究団体

### (4) 対象となる団体の事業

- ① 新潟県における教育諸課題に対して研究・活動を行う事業
- ② 団体の目的遂行のために研究・活動を行う事業
- ③ 地域や保護者及び教育関係団体と連携して行う事業

### (5) 募集期間 令和8年5月7日(木)～令和8年6月19日(金)

### (6) スケジュール

- ① 令和8年7月中旬 選考を行います。
- ② 令和8年7月下旬 選考結果を連絡します。選考されなかった団体には結果を文書で通知します。
- ③ 令和8年8月以降 助成金を交付します。
- ④ 令和9年2月12日(金) 報告書の提出締切。

### (7) 応募方法

- ① 申請書(新潟支部ホームページからダウンロード)を新潟支部に提出します。
- ② 締切は、令和8年6月19日(金)当日消印有効とします。

## 3 助成金額

1 団体あたり50万円以内とします。

ただし、以下に記載した費用は対象外とします。

- (1) 人件費(外部講師の謝礼は可)
- (2) 団体の一般管理費(例:懇親会等の飲食費)
- (3) 旅費交通費(外部講師の交通費は可)
- (4) その他事業に関係ない講習会費、物品購入費等

※ 助成後、対象外費用に使用した場合や、提出書類(申請書や助成後に提出する報告書等)に不備・不正等があった場合は、返金していただくことがあります。

また、安全管理上、助成金は口座振込としますので、申請書に必要事項を記入してください。団体へは、目録を贈呈します。

#### 4 選考

##### (1) 選考方法

- ① 新潟支部教育振興事業選考委員会の選考後、幹事会の決議を経て、支部長が助成対象団体を決定します。
- ② 否の団体について7月末日までに文書で各申請者に連絡します。

##### (2) 選考基準

- ① 新潟県や新潟市がもつ教育課題に対して、有益な研究、活動を行っている団体
- ② 団体の目的遂行のために有益な研究、活動を行っている団体
- ③ 地域や保護者及び教育関係団体と連携して活動を行っている団体

#### 5 助成対象団体の義務等

##### (1) 助成対象団体は、当支部と覚書（助成金30万円以上のみ）を交わします。

- ##### (2) 対象団体は申請書の内容に従って助成金を使用します。使用する際には、必ず領収書を取り、「報告書」（新潟支部ホームページからダウンロード）と一緒に提出（コピー可、A4用紙にのり付け）してください。提出先は新潟支部事務局「教育研究団体助成事業係」です。

報告書の提出締切は令和9年2月12日（金）とします。

なお、提出された報告書・資料等は、新潟支部が公表できるものとします。

#### 6 個人情報の取り扱い

- (1) 申請書・報告書等に記入された個人情報は、選考、選考結果の通知、及び事業報告のために使用します。
- (2) 助成が決定した場合は、申請書に記入された助成対象団体の名前及び研究活動等を、ホームページ、広報誌等で公表することがあります。

#### 7 その他注意事項

- (1) 提出された書類等は返却しません。
- (2) 万一、故意の虚偽記載等が認められた場合は、当該申請は無効とし、以降の申請は受け付けません。
- (3) 選考結果の情報および採否の理由についての問合せには回答しません。

#### 8 問い合わせ先

公益財団法人日本教育公務員弘済会新潟支部

〒950-0087

（新潟支部住所）新潟市中央区東大通 2-5-8 東大通野村ビル 8階

（担当者名）専任幹事 山田 哲哉

TEL : 025-244-0025 FAX : 025-244-8991

E-MAIL : [niigata@nikkyoko.or.jp](mailto:niigata@nikkyoko.or.jp)

URL : <https://www.niigatakyoko.jp/>